

政策Ⅰ－２－（１）－①

システミックリスクの未然防止及びペイオフ解禁後の円滑な破綻処理のための態勢整備

1. 目標等

達成すべき目標	システミックリスクの未然防止及び円滑な破綻処理のための態勢整備が図られること 【達成年次】毎年度
目標設定の考え方及びその根拠	ペイオフ解禁後も金融機関が市場規律の下で更に緊張感をもって経営基盤の強化に取り組み、その結果、金融システム全体の安定性が継続的に維持・増進することが期待される。金融システムの枠組みも、金融機関の自己責任と市場による規律付けを中心とし、行政による規律付けは補完的な役割に移行する中、金融システムが円滑かつ安定的にその機能を発揮するためには、前提としてシステミックリスクの未然防止及び円滑な破綻処理のための態勢整備が図られる必要がある。 【根拠】預金保険法第１条、ペイオフ解禁の実施にあたっての所感（大臣発言）等
測定指標	システミックリスクの未然防止及び円滑な破綻処理のための態勢整備の状況 ・ 預金保険制度についての国民の理解の状況（アンケート調査等による預金保険制度の認知度） ・ 名寄せデータの整備状況

2. 平成１８年度重点施策等

18年度重点施策	① 預金保険制度の周知及び適切な運用 ② 円滑な破綻処理のための態勢整備
参考指標	① 預金保険制度に係る広報活動の状況 ① リソナグループの経営健全化計画の履行状況報告のフォローアップ状況 ① 足利銀行の経営に関する計画の履行状況報告のフォローアップ状況 ② 名寄せ検査及び是正に向けた施策の実施状況 ② 関係機関との連携状況

3. 政策の内容

ペイオフに関しては、平成 14 年 4 月から、まず定期性預金が定額保護に移行し、その後、同年の預金保険法一部改正により、無利息等の 3 要件を満たす決済用預金について全額保護とするなど、決済機能の安定確保策を講じた上で、17 年 4 月から、利息が付される普通預金等についても定額保護に移行（ペイオフ解禁）しています。

このような政策の遂行を担保し、預金者保護や金融システムの安定を図る観点から、以下のような措置を講じてきているところです。

- (1) 預金保険制度についての誤解や不知による混乱を来たさないことが重要であるとの観点から、制度の整備を進めるとともに、制度の周知を図るための広報活動を実施することとしています。
- (2) 預金保険法に基づき、我が国又は当該金融機関が業務を行っている地域の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生じるおそれがある場合、それを未然に防止するため、金融危機対応会議の議を経て、同法第 102 条に基づく措置^{※1}を講ずるとともに適切なフォローアップ等を行うこととしています。
- (3) 金融機関の破綻処理を迅速かつ円滑に進めるため、名寄せデータの精度の維持・向上や預金保険機構等の関係機関との緊密な連携に努めることとしています。

4. 現状分析及び外部要因

17 年 4 月からペイオフが解禁され（預金等の全額保護の特例措置が終了）、決済用預金を除く全ての一般預金等については、定額（元本 1,000 万円までとその利息）保護に移行しております。

18 事務年度において金融機関の破綻はありませんでしたが、万一、破綻が生じた場合においても金融システムの安定が損なわれることのないよう迅速かつ円滑な処理が図られる必要があります。

5. 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

① 預金保険制度の周知及び適切な運用

ア. 預金保険制度の周知徹底のための広報活動

18 事務年度についても、万が一、預金取扱金融機関の破綻が生じた場合に、預金保険制度に関する誤解等から無用な混乱を起こさないという観点から、引き続き、以下のとおり、国民への理解を深めるための広報活動を行いました。

(ア) 各財務局等に対して預金保険制度に係る広報活動要領を通達するとともに

※1 ①破綻又は債務超過でない金融機関については、第 1 号措置（資本増強）

②破綻金融機関又は債務超過の金融機関については、第 2 号措置（ペイオフコスト超の資金援助）

③債務超過の破綻銀行等については、第 3 号措置（特別危機管理）

(18 年 8 月)、各局の広報担当職員に対して本制度に係る研修を実施(19 年 2 月)し、効果的な広報活動を行うよう周知徹底しました。

(イ) 従前の広報用ポスターや当庁の預金保険制度に係るホームページについては、17 年 4 月のペイオフ解禁に向けて作成・掲載されたものであったため、ペイオフ解禁後の預金保険制度に即し、19 年 10 月からの郵便貯金銀行の制度加入も視野に入れた内容に刷新しました。

加えて、17 事務年度に作成した広報用パンフレットの増刷も行い、上記ポスターとともに、各財務局等を通じて全国の地方公共団体等へ配布することで、預金保険制度の周知及び情報の提供の浸透に努めました(18 年 12 月～19 年 3 月)。

イ. 預金保険法第 102 条の適切な運用

過去に預金保険法第 102 条の適用を受けた金融機関(りそなグループ及び足利銀行)に対する適切なフォローアップを実施しました。

(ア) りそなグループ

りそなグループに対しては、早期健全化法第 5 条第 4 項及び預金保険法第 108 条第 2 項に基づき、18 年 3 月期及び 18 年 9 月期における「経営の健全化のための計画の履行状況」報告を徴求する等、同グループの取組みのフォローアップを行いました。なお、その内容については、それぞれ 18 年 8 月及び 12 月に公表しました^{※2}。

(注) りそなグループは、20 年 3 月末までを対象として策定されていた経営健全化計画の見直しを行い、22 年 3 月末までを対象とする新しい経営健全化計画を 18 年 11 月に策定・公表しました^{※3}。

(イ) 足利銀行

a. 特別危機管理終了に向けた取組み

(a) 足利銀行においては、18 年 5 月に提出された「経営に関する計画の履行状況」(18 年 3 月期)を基に、同行のこれまでの取組みについて検証作業を進めたところ、着実にその成果を上げてしていると認められたことから、同行の受皿について具体的な検討を開始することとし、同年 9 月に

※2 http://www.fsa.go.jp/kenzenka/f_h1803/resona_hd.pdf
http://www.fsa.go.jp/kenzenka/f_h1809/resona_hd.pdf

※3 http://www.fsa.go.jp/kenzenka/k_h181117/resona_hd_b.pdf

※4 <http://www.fsa.go.jp/news/18/ginkou/20060901-1.pdf>

その旨を公表しました。^{※4}

(b) 同年 11 月に、同行の受皿候補の公募要領を公表し^{※5}、同行の受皿になることを希望する者を募集しました。

(c) 受皿候補から提出された応募書類の審査を行い、19 年 1 月にこれを通過した者に対して事業計画書を提出するよう要請しました。^{※6} その後、同年 3 月までにその提出を受け、審査を開始しました。

b. 経営に関する計画のフォローアップ

足利銀行に対しては、預金保険法第 115 条に基づき、18 年 9 月期及び 19 年 3 月期における「経営に関する計画の履行状況」報告を徴求する等、同行の取組みのフォローアップを行いました。なお、その内容については、それぞれ 18 年 11 月及び 19 年 5 月に公表しました。^{※7}

② 円滑な破綻処理のための態勢整備

ア. 名寄せデータの精度の維持・向上

名寄せデータの精度の維持・向上のため、預金保険機構とも連携し、検査・監督を通じて、名寄せデータの整備状況を引き続き検証し、改善を促しています。

預金保険機構においては、金融機関から順次名寄せデータの提出を求め、名寄せデータの精度等の検証（19 年 6 月に 2 巡目を終了）を行うとともに、「機構指定フォーマットに関する Q & A」の一部改定、金融機関への研修・助言の実施などの取組みが行われました。

以上のように、預金保険機構と連携して預金者データの精度の維持向上に努め、万が一金融機関が破綻した場合にも速やかに預金の払い戻しが行われる態勢の整備に努めました。

^{※5} <http://www.fsa.go.jp/news/18/ginkou/20061102-3.pdf>

^{※6} <http://www.fsa.go.jp/news/18/ginkou/20070131-1.html>

^{※7} <http://www.fsa.go.jp/news/18/ginkou/20061122-3.html>
<http://www.fsa.go.jp/news/18/ginkou/20070521-1.html>

【資料 1 名寄せ検査実施状況（19 年 6 月末現在）】

事務年度	本庁実施			財務局実施			預金保険機構実施			計			合計
	銀行	信用金庫	信用組合	銀行	信用金庫	信用組合	銀行	信用金庫	信用組合	銀行	信用金庫	信用組合	
14	38	1	0	30	116	92	1	31	34	69	148	126	343
15	32	0	0	31	102	76	10	56	34	73	158	110	341
16	43	0	0	22	121	51	16	61	27	81	182	78	341
17	40	0	1	24	76	81	14	69	22	78	145	104	327
18	36	1	0	16	97	53	30	31	30	82	129	83	294

(注1)信用金庫には信金中央金庫、信用組合には全国信用協同組合連合会を含む。

(注2)実施件数は検査着手ベース

イ. 関係機関との連携強化

預金保険機構等の関係機関との緊密な連携の下、初動対応の一層の円滑化、迅速化を含め、破綻処理のための態勢整備の充実を図りました。

(2) 評価

① 預金保険制度の周知及び適切な運用

ア. 預金保険制度の周知及び情報の提供の浸透

預金保険制度についての国民の認知度については、18 年のアンケート調査によれば、前年と設問が変更されたことから、単純比較はできないものの、「知っていた」「内容まで知っていた」と「見聞きしたことはあった」の合計」と回答した世帯は 80.9%と前年に比べ認知度が向上（前年 62.3%、前年比 18.6%ポイント増加）しています。

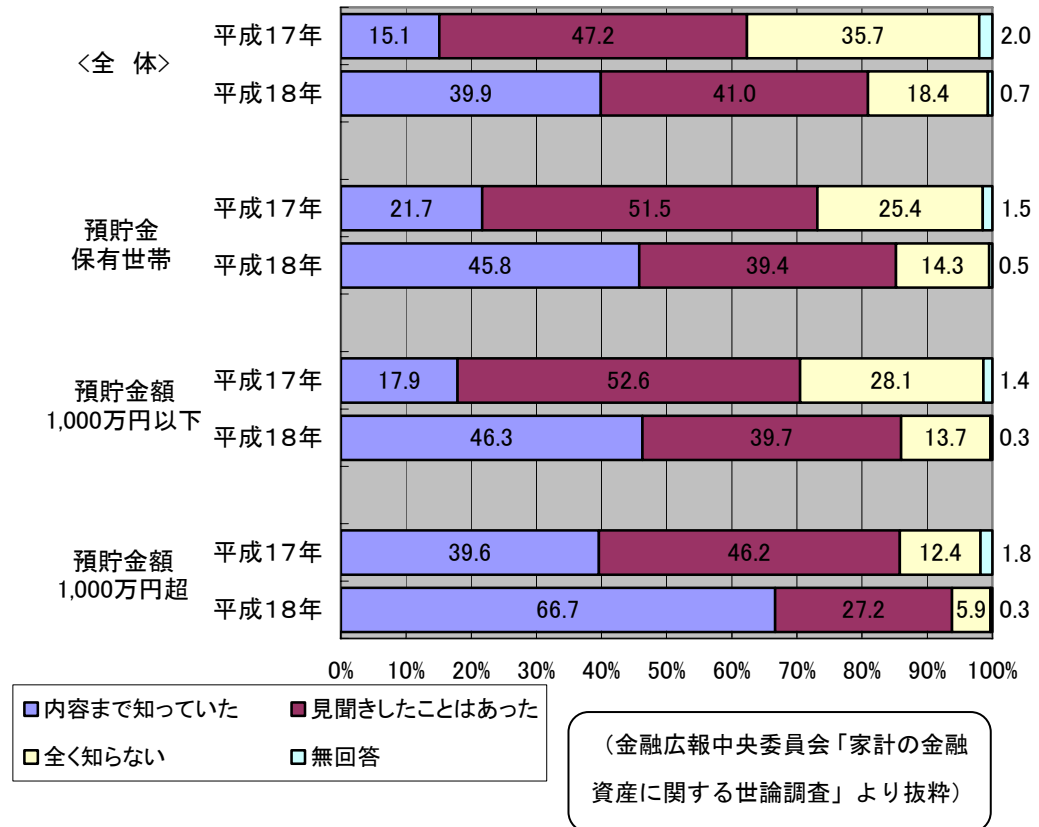
特に、金融機関が破綻した際、実質的に影響を受けると考えられる預貯金額が定額保護の保険基準額（1,000 万円）を超えている預貯金者については、93.9%（前年 85.8%、前年比 8.1%ポイント増加）と、引き続き、高い認知度を維持している点が注目されます。

アンケートの結果を踏まえれば、預金保険機構や各財務局等と連携し、本制度に係る広報活動を不断に行った結果、相当程度、制度の周知が図られてきたと考えられます。

また、ペイオフ解禁より現在に至るまで、預金保険制度についての誤解や不知による混乱等は生じておらず、情報提供の結果、本制度に係る認識が国民全

般に広く行き渡ってきているものと考えられます。

【資料2 預金保険制度の認知度】



イ. 預金保険法第102条の適切な運用

(ア) リソナグループ

リソナグループが策定した「経営健全化計画」については、5大ビジネス分野（「中小企業取引」「個人ローン」「金融商品販売」「不動産」「企業年金」）を推進・強化するため、「地域運営」「アライアンス」「オペレーション改革」を差別化の3大戦略として展開するとともに、これらを支える基礎となる「サービス改革」を柱にあらゆる改革が進められるなど、19年3月期において同計画の着実な進捗が図られているものと考えています。

(イ) 足利銀行

- 特別危機管理終了に向けた取組みは、事業計画書の審査を行っているところであり、同行の受皿選定作業は、進捗しているものと考えています。
- 足利銀行が策定した「経営に関する計画」の19年3月期における履行状況によれば、ビジネスモデルの3本柱である「収益基盤の再構築」、「徹底した資産健全化」、「ローコストオペレーション体制の確立」に向けた施策が実施され、計数面では目標を上回る実績を上げるなど、着実にその成果が現れ

ていると考えています。

② 円滑な破綻処理のための態勢整備

ア. 名寄せデータの精度の維持・向上

名寄せデータの精度の維持・向上については、預金保険機構と連携しつつ金融機関の検査を行い、そのデータベース等の整備状況を厳正に検証した結果、次のような事例が認められており、こうした問題の指摘を通じて、金融機関における名寄せデータの精度の維持・向上が図られたものと考えています。

(ア) 経営陣が、ペイオフ対策委員会での協議内容に係る報告を求めていることから、預金口座の名寄せのためのデータ整備状況や問題点等を把握しておらず、必要な指示を行っていない事例。

(イ) 名寄せデータ整備に係る内部監査について、監査の対象を「名寄せ用力ナ氏名」及び「生年月日」の整備に焦点を絞っているほか、検証範囲が不十分であることから、当該データの登録誤りを看過しており、監査が形骸化している事例。

イ. 関係機関との連携強化

預金保険機構との緊密な連携の下、破綻処理に係る初動対応の円滑化、迅速化を図るための協議を継続するとともに、同機構で行われた「金融整理管財人業務」の研修に参加するなど、預金等定額保護下での破綻処理のための態勢整備の充実が図られているものと考えています。

6. 今後の課題

(1) 17年4月にペイオフ解禁が実施され、決済用預金を除く全ての一般預金等が定額保護に移行しましたが、19年10月には郵便貯金銀行、20年10月には(株)商工組合中央金庫が、それぞれ新たに預金保険制度に加入予定であることから、両金融機関の本制度加入や、本制度加入後の預金等の保護の範囲について、国民に十分周知することが重要と考えられます。

加えて、預金保険制度に関する誤解等から無用な混乱を起こさない、また、万が一の預金取扱金融機関の破綻の際の混乱を最小限に抑えるという観点から、引き続き、国民の預金保険制度に対する理解を深めるための広報活動を推進し、預金保険制度の認知度の維持・向上を図っていく必要があります。

以上を踏まえ、20年度において、預金保険制度に係る広報活動を充実させるため、予算要求を行う必要があります。

(2) リソナグループについては、引き続き、経営健全化計画等が着実に履行されるよう、適切にフォローアップしていく必要があります。

(3) 足利銀行については、引き続き、受皿選定作業を着実に進めていく必要があります。

(4) また、今後とも、名寄せデータの精度の維持・向上や、預金保険機構と連携しつつ、初動対応の一層の円滑化・迅速化を含め、破綻処理のための態勢整備を行う必要があります。

7. 当該政策に係る端的な結論等

政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要があります。

【18年度の達成度及び判断理由】 A

預金保険制度の認知度が向上しているほか、金融機関における名寄せデータの精度の維持・向上が図られている等、システミックリスクの未然防止及び円滑な破たん処理の態勢整備に向け成果が上がっていることから、Aと評価しました。

8. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

9. 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、下記に掲げる資料を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 預金保険制度の認知度に関するアンケート調査（金融広報中央委員会）
- ・ リソナグループの経営の健全化のための計画の履行状況に関する報告書
- ・ 足利銀行の経営に関する計画の履行状況

10. 担当課室名

監督局総務課信用機構対応室、監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、総務企画局企画課信用機構企画室、総務企画局政策課広報室、検査局総務課